

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2024年11月12日

**【中間会計期間】** 第98期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

**【会社名】** 児玉化学工業株式会社

**【英訳名】** KODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 北村 以知雄

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区神田須田町二丁目2番地16(日宝秋葉原ビル)

**【電話番号】** 050-3645-0121 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理財務部長 杉崎 浩一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区神田須田町二丁目2番地16(日宝秋葉原ビル)

**【電話番号】** 050 - 3645-0121 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理財務部長 杉崎 浩一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 中間連結会計期間	第98期 中間連結会計期間	第97期
会計期間	自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日	自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日	自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日
売上高 (千円)	7,350,248	7,780,168	14,696,574
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△64,867	△5,333	24,310
親会社株主に帰属する当期純損失 又は親会社株主に帰属する中間純 損失 (△) (千円)	△190,000	△128,123	△243,865
中間包括利益又は包括利益 (千円)	153,205	82,883	367,642
純資産額 (千円)	5,020,532	5,232,304	5,240,013
総資産額 (千円)	13,711,761	14,250,394	14,602,322
1株当たり当期純損失 (△) 又は 1株当たり中間純損失 (△) (円)	△26.96	△19.00	△36.43
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.3	27.6	27.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	619,976	745,914	1,413,689
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△927,791	△770,541	△1,862,691
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	86,844	△550,056	610,110
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,146,346	997,855	1,530,373

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第97期中間連結会計期間、第98期中間連結会計期間及び第97期の潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、1株当たり中間 (当期) 純損失金額であるため記載しておりません。
- 3 「1株当たり当期純損失 (△) 又は 1株当たり中間純損失 (△)」算定上、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の分析

当中間連結会計期間における当社グループを取巻く経済環境は、世界的なインフレや金利上昇、為替変動、持続的な資源・エネルギー価格の上昇及び長期化する地政学リスクの顕在化など、当社事業を取巻く国内外の市場は、依然として先行きが不透明なまま推移しております。

当社グループのセグメント毎の状況については、以下のとおりですが、国内の自動車事業で新型モデルの量産が開始される一方、自動車業界における認証不正問題などによる生産活動への影響もありましたが、国内自動車部門が増収となりました。リビングスペース事業、アドバンスド&エッセンシャル事業は厳しい市況のなか、対前年度から減収となりました。

こうした厳しい経営環境のなかではありますが、昨年6月に取引先金融機関の皆様の同意による事業再生計画期間終了後も継続してコスト削減を進め、財務体質の健全化による経営基盤の安定化に努めてまいりました。

この様な状況のなか、当中間連結会計期間における売上高は7,780百万円(前年同期比5.8%増)と増収となり、営業利益は34百万円(前年同期比11.9%減)、経常損失は5百万円(前年同期間は経常損失64百万円)、税金等調整前純損失は5百万円(前年同期間は税金等調整前純損失64百万円)、親会社株主に帰属する中間純損失は128百万円(前年同期間は親会社株主に帰属する中間純損失190百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① モビリティ事業

当事業の国内自動車部門におきましては、乗用車向けでメイン車種のモデルチェンジ製品の生産台数が伸長し、販売増加となりました。海外自動車部門におきましては、市況の回復が遅れていることにより、タイのECHOAUTOPARTS(THAILAND) CO., LTD. では、現地通貨ベースで前年同期比で販売減少となりましたが、為替影響により日本円換算では増加となりました。

この結果、売上高は5,441百万円(前年同期比14.0%増)、セグメント利益は115百万円(前年同期比20.8%増)となりました。

#### ② リビングスペース事業

当事業の国内住宅設備部門におきましては、住宅用資材の高騰、得意先の市場における価格是正などの影響が続き、住宅向け需要が全般的に低調となりました。その影響により、洗面化粧台を中心に販売減少となりました。オフィス用空調部品におきましては新規受注の需要があり、販売増加となりました。海外冷機部品部門におきましては、タイのTHAI KODAMA CO., LTD.、ベトナムのTHAI KODAMA(VIETNAM) CO., LTD.とも、需要が低調に推移したことなどにより販売減少となりました。一方で、収益性に関しては、各費用の価格反映が進んだことと、品質向上の取組みにより改善しました。

この結果、売上高は2,091百万円(前年同期比8.2%減)、セグメント利益は234百万円(前年同期比5.7%増)となりました。

#### ③ アドバンスド&エッセンシャル事業

当事業におきましては、ゲームソフト用パッケージ事業は第1四半期から引き続き需要減となり、販売減少となりました。また、新複合材製品事業においても、一部、量産延期があり販売減少となりました。収益性に関しては、対象製品の収益性は維持しているものの、当期内の内外製比率変更による、一過性の影響により、前年同期比で減少しました。

この結果、売上高は247百万円(前年同期比17.4%減)、セグメント利益は2百万円(前年同期比96.1%減)となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は14,250百万円となり、前連結会計年度末に比べ351百万円の減少となりました。資産では、流動資産において原材料及び貯蔵品が167百万円、商品及び製品が84百万円減少いたしました。また、固定資産において株価減少により投資有価証券が31百万円減少いたしました。

負債では、借入金の返済で274百万円減少しました。

純資産では、親会社株主に帰属する中間純損失128百万円の計上により利益剰余金が減少するも、為替換算調整勘定が115百万円増加し、非支配株主持分が96百万円増加いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ532百万円減少し、997百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動による資金の増加は745百万円（前年同期間は619百万円の資金の増加）となりました。これは主に、減価償却費の増加と棚卸資産の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動による資金の減少は770百万円（前年同期間は927百万円の資金の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得と定期預金の預入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動による資金の減少は550百万円（前年同期間は86百万円の資金の増加）となりました。これは主に、借入金の返済とリース債務の返済によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は24百万円であります。

(5) 従業員数

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

2024年9月25日に公表いたしました「株式会社メプロホールディングスの株式取得（子会社化）に向けた基本合意書の締結について」のとおり、同日付で当社はエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合との間で、株式会社メプロホールディングスの全株式を取得し、当社の連結子会社とすることに関する基本合意書を締結しており、基本合意書に基づき株式譲渡契約の締結に向け協議を進めております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,800,000
A種優先株式	8,000,000
計	23,800,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,859,191	7,859,191	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	7,812,500	7,812,500	—	(注) 2、3
計	15,671,691	15,671,691	—	—

(注) 1. 提出日現在発行数には、2024年11月1日からこの半期報告書を提出する日までのA種優先株式の転換による増減は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は次のとおりです。

##### (1) 剰余金の配当

##### ① 優先分配金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき下記②に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「本優先配当金」という。)を行う。

##### ② 優先配当金の額

本優先株式1株当たりの本優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日として本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、本優先株式1株当たりの本優先配当金の額は、その各配当における本優先株式1株当たりの本優先配当金の合計額を控除した金額とする(本優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

<算式>

本優先配当金=256円×2.0%

##### ③ 累積条項

当社は、ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合の本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「本累積未払配当金」と

いう。)については、当該翌事業年度以降、本優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して配当する。

④ 非参加条項

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して、本優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

① 優先分配金

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たり、256円に本累積未払配当金相当額及び本経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。

「本経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日(但し、残余財産分配日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から残余財産分配日(同日を含む。)までの日数を上記(1)①の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

② 非参加条項

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して、上記①に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権(転換権)

① 転換権の内容

本優先株主は、2020年6月30日以降いつでも、当社に対し、下記④に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「転換請求」という。)ができるものとし、当社は、当該転換請求に係る本優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、下記④に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、下記⑥に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。(注)

(注) スポンサー契約の規定により、割当予定先は、本優先株式の割当日から2021年3月31日までの間、普通株式を対価とする取得請求権の行使を行うことができないものとされています。但し、当該期間中であっても、当社が以下のいずれかに該当する場合はこの限りではないとされています。なお、本優先株式の内容とスポンサー契約の規定で、転換請求を行うことができる時期に差異が設けられているのは、登記上の理由によるものです。

- ① スポンサー契約又はこれに付随する株式引受契約等に定める表明及び保証又は義務に重大な違反がある場合
- ② 本対象債権者に対する金融債務に係る最終契約に債務不履行事由等が発生した場合
- ③ 金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は四半期報告書その他の開示書類の提出、届出又は開示をしない場合

② 当初転換価額

当初転換価額は、256円とする。

③ 転換価額の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$



調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c) 下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行普通株式数」は「処分普通株式数」、「自己普通株式数」は「処分前自己普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己普通株式数}}{\text{自己普通株式数}} \times \frac{\text{新発行普通株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己普通株式数}) + \text{新発行普通株式数}}$$

(d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(d)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(d)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本(e)において同じ。))の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(e)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得され



て普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社は本優先株主及び本優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (c) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iv) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。
- (v) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- ④ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{転換請求に係る本優先株式の数} \times 256 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

- ⑤ 転換請求受付場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑥ 転換請求の効力発生  
転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記⑤に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(5) 現金を対価とする取得請求権(償還請求権)

① 償還請求権の内容

本優先株主は、2020年6月30日以降、いつでも、当社に対して金銭を対価として、その保有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、本優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該本優先株主に対して、下記②に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき本優

先株式は、償還請求が行われた本優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。(注)

(注) スポンサー契約の規定により、割当予定先は、本優先株式の割当日から2021年3月31日まで  
の間、現金を対価とする取得請求権の行使を行うことができないものとされています。但し、  
当該期間中であっても、当社が以下のいずれかに該当する場合はこの限りではないとされてい  
ます。なお、本優先株式の内容とスポンサー契約の規定で、償還請求を行うことができる時期  
に差異が設けられているのは、登記上の理由によるものです。

- ① スポンサー契約又はこれに付随する株式引受契約等に定める表明及び保証又は義務に重大な違  
反がある場合
- ② 本対象債権者に対する金融債務に係る最終契約に債務不履行事由等が発生した場合
- ③ 金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は四半期報告書その他の開示書類の提出、届出又は  
開示をしない場合

## ② 償還価額

本優先株式1株当たりの償還価額は、256円に本累積未払配当金相当額及び本経過未払配当金相  
当額を加えた額とする。なお、本②においては、上記(2)①に定める本経過未払配当金相当額の計  
算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、本経過未払配当金相当額を計算す  
る。

## ③ 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

## ④ 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記③に記載する償還請求受付場所に到達したとき  
又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

## (6) 現金を対価とする取得条項

### ① 強制償還の内容

当社は、2021年4月1日以降、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の  
到来をもって、本優先株主又は本優先登録株式質権者の意思にかかわらず、本優先株主又は本優先  
登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社が本優先株  
式の全部又は一部を取得すると引換えに、本優先株式の強制償還日における会社法第461条第2  
項に定める分配可能額を限度として、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して下記②に定め  
る金額の金銭を交付することができる。なお、本優先株式の一部を取得するときは、取得する本優  
先株式は、取得の対象となる本優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

### ② 強制償還価額

本優先株式1株当たりの強制償還価額は、256円に本累積未払配当金相当額及び本経過未払配当  
金相当額を加えた額とする。なお、本②においては、上記(2)①に定める本経過未払配当金相当額  
の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、本経過未払配当金相当額を計  
算する。

## (7) 譲渡制限

本優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。

## (8) 株式の併合又は分割及び株式無償割当て

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。本優先  
株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償  
割当てを行わない。

## (9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

3. 発行済み株式のうち、A種優先株式7,812,500株については、債権（金銭債権2,000,000千円）の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月30日	—	15,671,691	—	100,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
エンデバー・ユナイテッド2号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2-5-1	9,791	62.47
小林 崇将	滋賀県大津市	439	2.80
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	169	1.08
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区赤坂1-8-1)	146	0.94
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	142	0.91
林 成昭	広島県広島市	141	0.90
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	128	0.82
西 美恵子	広島県広島市	104	0.67
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	92	0.59
株式会社SBIネオトレード証券	東京都港区六本木1-6-1	84	0.54
計	—	11,238	71.74

所有議決権数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
エンデバー・ユナイテッド2号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2-5-1	19,785	25.25
小林 崇将	滋賀県大津市	4,391	5.60
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,690	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区赤坂1-8-1)	1,467	1.87
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,424	1.81
林 成昭	広島県広島市	1,410	1.79
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	1288	1.64
西 美恵子	広島県広島市	1045	1.33
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	922	1.17
株式会社SBIネオトレード証券	東京都港区六本木1-6-1	841	1.07
計	—	34,263	43.68

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 7,812,500	—	A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等②発行済株式(注)2に記載の通りであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,834,400	78,344	同上
単元未満株式	普通株式 18,891	—	同上
発行済株式総数	15,671,691	—	—
総株主の議決権	—	78,344	—

(注) 1 役員報酬BIP信託の所有する当社株式 58,007株が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に58,000株(議決権580個)、「単元未満株式」欄の普通株式に7株含まれております。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 児玉化学工業株式会社	東京都千代田区神田須田 町2-25-16	5,900	—	5,900	—
計	—	5,900	—	5,900	—

(注) 上記のほか、「役員報酬BIP信託」導入に伴い設定された役員報酬BIP信託が所有する当社株式 58,007株を中間連結貸借対照表上、自己株式として処理しております。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	山岸義久	2024年9月30日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 7名、女性 1名(役員のうち女性の比率12.5%)

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人薄衣佐吉事務所により期中レビューを受けております。



1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,799,335	1,586,202
受取手形及び売掛金	2,591,955	2,759,022
商品及び製品	394,907	310,134
仕掛品	182,968	192,315
原材料及び貯蔵品	843,367	676,225
その他	99,176	129,552
貸倒引当金	△12,591	△13,264
流動資産合計	5,899,119	5,640,189
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,356,156	6,519,204
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,487,312	△4,635,861
建物及び構築物（純額）	1,868,844	1,883,342
機械装置及び運搬具	9,602,840	9,861,613
減価償却累計額及び減損損失累計額	△8,279,182	△8,625,226
機械装置及び運搬具（純額）	1,323,658	1,236,387
土地	3,081,832	3,125,773
リース資産	1,410,190	1,441,649
減価償却累計額	△496,203	△701,734
リース資産（純額）	913,986	739,914
建設仮勘定	439,618	333,707
その他	3,558,132	4,005,939
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,205,031	△3,395,351
その他（純額）	353,100	610,588
有形固定資産合計	7,981,040	7,929,713
無形固定資産		
その他	80,017	68,629
無形固定資産合計	80,017	68,629
投資その他の資産		
投資有価証券	583,246	551,831
固定化営業債権	18,990	18,990
繰延税金資産	17,806	18,884
その他	76,250	76,305
貸倒引当金	△54,150	△54,150
投資その他の資産合計	642,143	611,861
固定資産合計	8,703,202	8,610,205
資産合計	14,602,322	14,250,394

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,602,100	1,702,683
電子記録債務	917,688	900,926
短期借入金	1,921,050	3,589,100
リース債務	366,112	364,377
未払法人税等	37,147	32,498
前受金	695,000	718,211
賞与引当金	48,901	148,790
訴訟損失引当金	15,442	16,302
その他	904,730	786,911
流動負債合計	6,508,172	8,259,801
固定負債		
長期借入金	1,942,500	—
リース債務	447,481	271,977
繰延税金負債	196,771	194,403
株式給付引当金	31,299	23,093
退職給付に係る負債	204,571	215,835
その他	31,512	52,977
固定負債合計	2,854,136	758,288
負債合計	9,362,309	9,018,090
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,254,948	2,254,948
利益剰余金	1,093,820	925,696
自己株式	△52,881	△52,929
株主資本合計	3,395,887	3,227,715
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	234,918	214,369
為替換算調整勘定	288,358	403,370
退職給付に係る調整累計額	123,290	93,095
その他の包括利益累計額合計	646,567	710,836
非支配株主持分	1,197,557	1,293,752
純資産合計	5,240,013	5,232,304
負債純資産合計	14,602,322	14,250,394

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	7,350,248	7,780,168
売上原価	6,318,969	6,653,229
売上総利益	1,031,279	1,126,938
販売費及び一般管理費	* 1 992,181	* 1 1,092,500
営業利益	39,098	34,438
営業外収益		
受取利息	7,527	9,537
受取配当金	6,055	7,665
受取補償金	16,003	—
固定資産売却益	—	7,041
その他	15,099	7,092
営業外収益合計	44,686	31,336
営業外費用		
支払利息	33,235	48,253
支払手数料	82,754	12,415
為替差損	13,700	6,832
その他	18,962	3,606
営業外費用合計	148,652	71,107
経常損失(△)	△64,867	△5,333
税金等調整前中間純損失(△)	△64,867	△5,333
法人税、住民税及び事業税	54,418	51,995
法人税等調整額	10,535	8,596
法人税等合計	64,954	60,592
中間純損失(△)	△129,821	△65,925
非支配株主に帰属する中間純利益	60,179	62,198
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△190,000	△128,123

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純損失 (△)	△129,821	△65,925
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	94,680	△20,548
為替換算調整勘定	187,050	200,107
退職給付に係る調整額	1,295	△30,749
その他の包括利益合計	283,027	148,809
中間包括利益	153,205	82,883
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	17,106	△63,778
非支配株主に係る中間包括利益	136,098	146,661

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純損失 (△)	△64,867	△5,333
減価償却費	317,189	548,014
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9	—
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△6,364	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	74,794	97,049
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△24,275	△36,094
その他の引当金の増減額 (△は減少)	2,933	△8,205
受取利息及び受取配当金	△13,583	△17,202
支払利息	33,235	48,253
固定資産除売却損益 (△は益)	△612	△6,432
売上債権の増減額 (△は増加)	159,143	△123,512
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△50,459	277,399
仕入債務の増減額 (△は減少)	△102,537	43,435
前受金の増減額 (△は減少)	207,699	23,210
その他	166,352	△4,477
小計	698,636	836,107
利息及び配当金の受取額	13,583	17,202
利息の支払額	△32,900	△49,170
法人税等の支払額	△59,343	△58,224
営業活動によるキャッシュ・フロー	619,976	745,914
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△277,672
有形固定資産の取得による支出	△926,218	△502,674
有形固定資産の売却による収入	671	7,041
無形固定資産の取得による支出	△7,085	△191
その他	4,841	2,954
投資活動によるキャッシュ・フロー	△927,791	△770,541
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,800,070	△105,475
長期借入れによる収入	2,590,000	—
長期借入金の返済による支出	△682,447	△185,000
自己株式の取得による支出	△126	△47
配当金の支払額	△40,000	△40,000
非支配株主への配当金の支払額	△45,099	△50,437
リース債務の返済による支出	△22,101	△169,096
セール・アンド・リースバックによる収入	86,690	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,844	△550,056
現金及び現金同等物に係る換算差額	49,856	42,164
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△171,113	△532,518
現金及び現金同等物の期首残高	1,317,460	1,530,373
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,146,346	※1 997,855

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は、退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当中間連結会計期間より費用処理年数を7年から6年に変更しております。

尚、この変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。



(追加情報)

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
<p>役員報酬B I P信託に係る取引について</p> <p>当社は、2015年6月26日の定時株主総会決議により、取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。)及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「役員報酬B I P信託」を導入しております。</p> <p>(1)取引の概要</p> <p>本制度は当社が抛出する取締役等報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位と業績指標に応じて当社の取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭が取締役等の退任時に交付および給付される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。</p> <p>(2)信託に残存する自己株式</p> <p>信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当中間連結会計期間末日現在において、当該自己株式の帳簿価額および株式数は、48,598千円、58千株であります。</p>

(財務制限条項)

当社が2023年6月27日に締結したシンジケートローンによるタームローン契約およびファシリティローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

① 純資産維持条項

各年度末の連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前連結会計年度末又は2023年3月末の連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

② 利益維持条項

連結損益計算書の経常利益が2期連続して損失にならないようにする。

シンジケートローンによるタームローン契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
短期借入金残高	370,000	2,127,500
長期借入金残高	1,942,500	—

シンジケートローンによるファシリティローン契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
短期借入金残高	1,000,000	1,000,000

(中間連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
荷造運搬費	354,249千円	435,097千円
給料手当	243,375 "	227,512 "
退職給付費用	12,266 "	5,524 "
賞与引当金繰入額	42,807 "	53,424 "
減価償却費	37,350 "	34,161 "
研究開発費	22,549 "	24,157 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	1,396,755千円	1,586,202千円
預入期間が3か月を超える定期預金	250,409 "	588,347 "
現金及び現金同等物	1,146,346千円	997,855千円

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月12日 取締役会	A種優先株式	40,000	5.12	2023年3月31日	2023年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月15日 取締役会	A種優先株式	40,000	5.12	2024年3月31日	2024年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モビリティ事業	リビングスペース事業	アドバンスド&エッセンシャル事業	
売上高				
日本	2,405,295	1,342,513	299,328	4,047,137
東南アジア	2,366,625	936,485	—	3,303,111
顧客との契約から生じる収益	4,771,921	2,278,998	299,328	7,350,248
外部顧客への売上高	4,771,921	2,278,998	299,328	7,350,248
セグメント間の内部 売上高又は振替高	85,509	143,570	—	229,079
計	4,857,430	2,422,568	299,328	7,579,328
セグメント利益	95,807	221,568	55,797	373,173

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	373,173
セグメント間取引消去	△132,188
全社費用(注)	△306,865
未実現損益調整額	493
その他の調整額	518
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利損失(△)	△64,867

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モビリティ事業	リビングスペース事業	アドバンスド&エッセンシャル事業	
売上高				
日本	3,063,321	1,264,445	247,169	4,574,936
東南アジア	2,378,450	826,781	—	3,205,231
顧客との契約から生じる収益	5,441,771	2,091,226	247,169	7,780,168
外部顧客への売上高	5,441,771	2,091,226	247,169	7,780,168
セグメント間の内部売上高又は振替高	10,945	149,606	—	160,552
計	5,452,717	2,240,833	247,169	7,940,720
セグメント利益	115,769	234,188	2,185	352,144

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	352,144
セグメント間取引消去	△116,765
全社費用(注)	△241,235
未実現損益調整額	493
その他の調整額	29
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純損失(△)	△5,333

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の中間連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の中間連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△26円96銭	△19円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△190,000	△128,123
普通株主に帰属しない金額(千円)	20,000	20,000
(うち優先配当額(千円))	(20,000)	(20,000)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△210,000	△148,123
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,789	7,795
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であるため、記載しておりません。
- 2 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に役員報酬BIP信託として保有する当社株式を含めております。なお、当該信託として保有する当社株式の普通株式の前中間連結会計期間の期中平均株式数は、64,307株であり、当中間連結会計期間の期中平均株式数は、58,007株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

剰余金の配当について

2024年5月15日開催の取締役会において、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式の株主に対し、次の通り剰余金の配当金を行うことを決議し、支払を実行しております。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額             | 40,000千円   |
| ② 1株当たりの金額           | 5円12銭      |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2024年6月28日 |



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月12日

児玉化学工業株式会社

取締役会 御中

監査法人薄衣佐吉事務所

東京都文京区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷部 健 太指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平 谷 一 史指定社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 澤 巧 大

## 監査人の結論

当監査法人は、金融証券取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている児玉化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、児玉化学工業株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注意事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。